

## 令和3年9月 都市計画の変更案に関する質問等の要旨と回答, 市の考え

質問等の要旨	回答・市の考え
1 都市計画変更案のとおり変更・廃止となった場合、建築制限がなくなるとのことだが、具体的にはどのようになるのか。	今回の見直しで都市計画道路が廃止された場合、『都市計画道路計画区域内』における都市計画法第53条の「階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと」、「主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること」の制限が無くなります。
2 廃止区間の廃止時期はいつ頃になるのか。	公聴会や案の縦覧の実施、市都市計画審議会への諮問を経て来年2月ごろの告示を予定しています。
3 津田地区内の廃止予定区間に位置する現道の中には、交互通行ができない狭隘な道路もある。幅員を縮小した形でもよいので、道路整備が必要ではないか。	<p>今回は、市内の骨格的な道路ネットワークを構成する『都市計画道路』の見直しでその必要性について、存続・変更・廃止を検討したものととなります。</p> <p>一方で、住宅地の中の道路など、受益が主に地区内に限られる宅地回りの道路である『生活道路』の整備につきましては、各地域の状況を踏まえ、防災性の向上や通学の安全性を優先しながら別途対応する必要があると考えております。</p>
4 高野稲田線について、都市計画道路としての必要性というより、地域住民の生活の利便性を考え、道路幅を縮小した形での整備でもよいので、検討してほしい。	
5 武田市毛線について、「当初土地区画整理事業により整備する位置づけであったものが、新たに土地区画整理事業を実施する見込みがなく、また都市計画道路も廃止する」とのことだが、その代わりに狭隘な箇所について、道路の整備は行わないのか。	
6 関場橋通り線の廃止区間は、交通量が多く大型車の通行もある。歩行者保護の観点や豪雨時の道路の冠水対策等から、現在の計画通り整備されることを希望する。	

令和3年9月 都市計画の変更案に関する質問等の要旨と回答, 市の考え

	質問等の要旨	回答・市の考え
7	<p>「市街地の拡大が見込めない」ことを理由に整備の必要性が低下しているとあるが、道路整備を進めることによって、人口増加を図ることもできるのではないかと。</p>	<p>今回の説明で「市街地の拡大が見込めない」とした区域は、市街化調整区域であり、原則として市街化を抑制すべき区域です。</p> <p>今後市全体としても、人口が減少していく状況下において、当市では、「コンパクトで機能的なまち」を目指しており、市街化区域内への居住の誘導を図っております。</p>
8	<p>都市計画道路の見直しにあたって、車両通行の利便性以外にどのような観点で評価しているのか。交通事故や歩行者の安全性、自然環境保全の観点も大切ではないかと。</p>	<p>都市計画道路の評価としては、都市の連絡機能・骨格形成を担うネットワーク性のほかに、交通事故や道路混雑の解消、医療機関・教育機関・駅等の主要拠点へのアクセス性等、多方面から評価を行っています。また、対象路線上に歴史的・文化的価値の高い遺産や保全すべき自然・動植物等が発見された場合は、それを保存・保全しながらの道路整備を行うことは困難になることから、自然環境保全からの視点も含め評価しております。</p>
9	<p>計画時と現在の状況は社会的な要求・人口予測も異なり、市の予算も限られていることから、今回の変更案に賛成。</p>	<p>今後も、「コンパクトで機能的なまち」、そして「安全で賑わいにあふれた快適に暮らせるまち」を目指し、まちづくりに取り組んでまいります。</p>
10	<p>都市計画が決定された時点のスケジュールはどのようになっていたのか。</p>	<p>都市計画道路については、20年後を目標年次として、長期的な整備水準を検討し、都市計画を定めることが望ましいとされています。</p> <p>具体的な事業計画やスケジュールは、事業を開始する時点で改めて決定しています。</p>
11	<p>当初計画が未完成となっているのはなぜか。</p>	<p>都市計画決定時は右肩上がりの人口増加と都市化の進展を前提としていましたが、近年、少子高齢化が急速に進み、本市においても人口減少の局面を迎えています。広幅員で多額の整備費用を要する「都市計画道路」の整備につきましては、こうした社会経済状況の変化にも対応できるよう、必要性や投資効果を検討しながら、順次進めているところです。しかしながら、当初計画した道路の必要性に変化が生じたり、近隣に同様の都市計画道路が存在し過剰投資となるような路線については、計画を残したまま整備を先送りしてきたため未完成となっています。</p>